

れる。

この撰閥政治に対して、「院政」という政治形態が開始された。藤原氏の政治権力に対抗して、貴族層が発言権の意義・主張を表すようになったのである。つまりは政治に対する批判でもある。主として国司等を歴任し、経済力を持った中級貴族層が発言権を持つために、太上天皇に結束した機関とも言われている。応徳三年（一〇八六）白河天皇は讓位の後、院庁において政務を開始し、その実権は朝廷・撰閥家を凌ぐ勢いといわれ、白河・鳥羽・後白河天皇にいたる三代まで院政が継続した。そうして、これらの院政は後には武家社会と対立するようになる。

## 二 地域社会の変貌

変貌していく 律令国家体制が完成を見た八世紀前半、地方古代村落 でこの体制を支えていた村落は変容し始め、少しずつその体制は崩れていった。

地方の村落を管轄としていた郡司は、その権限を生かし、神社の祭りや秋の収穫時期の祝いに村民と酒を飲み、歌い、私邸に大きな倉や氏寺を建て、私的財産を増やしていったとされる。これを支えてきたのが一般の農民層であり、富豪層からの経済活動重圧から解放され、自立して初めて私的経営ができる体制が確立された。つまり、律令体制から成る撰閥期の農村を

はじめとして、徐々に荘園カラーを持つようになり、古代から中世への過渡期の村落形成が展開するのである。

**国司の変容と 郡司の動向** 九世紀後半ごろ、国司及び郡司等は新たな転換を迫られていた。

国司制度は律令制によって創出された典型的な官庁制度であり、平安時代になっても依然として存続したのであるが、内容的には律令の定めるところと違うものになっていった。例えば国司・郡司等は地方行政を司る職務を持っており、共にそれらを遂行してきたのであるが、平安初期ごろから先にも記したように富豪層の郡司が取りたてられ、権限を持つようになり、以前の伝統的豪族は姿を消すことになるのである。

国司の職務は籍帳によって農民を郷に編成し、班田制を施行し、租庸調を民衆に課して税を納めさせることを本務とした。彼らの仕事は多方面にあったが、職員令の規定では、大國で国司は六名（ほか史生三名）、下國では二名（ほか史生三名）で構成されている。これに対し郡は大郡で八名、上郡で六名であり、実際の地方行政は郡司に主導権があつて、国司はその職務遂行を総体的に扱う任務であつたと言える。平安時代に入ると律令制時の職務はほとんどしなくなり、農民の耕作している田地（百姓名を単位に税を課する）に賦課を課するようになる。そして、名目上は国司の支配する土地として課税が保たれていたが、実際は「名主」と呼ばれる地主がそれらの土地等を支

配するようになる。

また国司は自ら赴任しないで、「遙任」の国司が存在することになる。彼らは「目代」と呼ばれる役人を国衙に派遣して行政にあたった。それ以前は、国司に郡司の任命権が与えられ、郡司は管轄下に置かれた。国司は中央から派遣され、一定期間の任務を遂行していたのである。

一方、国衙の行政を司る者として「在庁官人」の発達が注目される。彼らは中央から派遣された者でなく、任務怠慢な国司が自分の職務を代行させるため、在地豪族から選出し、その任務にあたらせた。つまり国司とは名ばかりで、律令制時の国司任務は消えつつあった。在庁官人もまた、地方検非違使・追捕使・押領使等とともに互いに任務を怠り、次第に在地の領主や地主層を武士団として組織化していくのである。

郡司は、九世紀以降大きな意味で勢力を拡大したことは前述のとおりである。地方豪族が郡司の地位を要求する最も大きい理由は、律令国家支配機構の中に彼らも介入し、自らその官職を得たいがためであり、平安時代になって郡司の員数が増加されることたびたびであった。ここでは佐藤宗諱の『律令国家の変貌』中「郡司の動向」に記されている三つの郡司動向を記すこととする。

①郡司は、自分の領域で生産をあげる農民の再生産構造に密着し、自らの政治生命をながらえた。佐藤は貞観元年（八

五九）広野川（木曾川）の水利灌漑事件を例にあげ、郡司が国司への反発とその勢力を拡大していったことを述べている。そして、事件の中心となった美濃側の各務郡大領各務吉雄と厚見郡大領各務吉宗の兵衆歩騎七〇〇余人の兵力を問題にし、郡司同士の結束とその強さを説いている。

②調庸物の代輸及び田地開発に伴う賑給・献物叙位等の行為をあげている。例として、豊後前介中井王の

調庸未進の代、便ち私物を上せ、倍にその利を取る

という文体を記し、郡司として職務上調庸を完納する義務に基づく行為であり、慈善行為とは言い切れないとし、右文体は私出挙の一種であるうとしている。郡司の反国家的行為を示すものか。

③郡司の武力蜂起である。佐藤は例として、天安二年（八五八）の対馬守立野正岑が郡司・百姓等三〇〇人によって襲撃され、従者一〇人・防人六人と共に射殺された事件を記している。つまり、郡司を中心に一般庶民の矛盾を、国衙（国司）にぶつけ、己の社会的位置付けを主張する武力行為である。

佐藤が述べている三つの郡司行為は、律令国家支配の中での矛盾を捉えながらも、その勢力を増大していったことにある。そして、変貌する国家は郡司の扱いに判断を迫られたのではなからうか。